

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集

【提出先】 (郵送) 〒514-8570 津市広明町13
三重県議会事務局 企画法務課
(ファクシミリ) 059-229-1931
(電子メール) gikaik@pref.mie.jp

【締切】 平成29年〇〇月〇〇日(〇)17:15 必着

お名前	
住所	
連絡先（電話番号等）	

1 これまでの三重県議会議員の選挙区定数及び定数の見直しの経緯

（1）定数55人→定数51人：改正時期 平成12年3月

情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、三重県議会において、率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を4人減とするとの結論に達しました。

伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により住民の意見等が、より迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあること、構成市町村数が複数或いは面積が広大な選挙区においては多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮し、人口の多い市から成る選挙区を中心に削減することとしました。

議員定数の配分にあたっては（当時の）一票の最大格差2.07倍（亀山市・鈴鹿郡選挙区－熊野市選挙区）を超えないこととし、津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、鈴鹿市選挙区の定数を1人削減することとしました。

選挙区の見直しについては、（当時において）近い将来市町村合併の推進が予想されるため、合区等の選挙区の変更は行わないこととしました。

(2) 定数51人→定数45人：改正時期 平成26年5月

県の総人口が減少する中、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員一人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等を実施しました。

一票の格差が大きく、逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区の定数をそれぞれ1人削減しました。

上記の定数見直し選挙区は広大な面積を有しており、現行の選挙区で最大面積となる津市選挙区(710km²)より大きい選挙区の設置は控えるべきとのことから、合区は行わないとしました。

議員一人当たり人口を人口が下回っている鳥羽市選挙区は任意合区対象選挙区であり、現状のままでは格差は正が行えないことから、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区と合区したうえで、定数を1人削減し、定数2人としました。

平成12年3月に人口の多い市の選挙区を削減した経緯があり、その際に定数を据え置いた伊勢市選挙区の定数を1人削減しました。

これらの選挙区及び定数の見直しにより、一票の格差(平成27年国勢調査ベース)は2.93から1.66に縮小しました。

なお、改正された条例は平成27年5月1日以降の一般選挙から適用することとしたため、平成27年4月の一般選挙で選出された現在の県議会議員数は48人となっています(3人が任期途中で辞職)。

2 現在の選挙区調査特別委員会での議論

定数45人に条例が改正された際に、国勢調査の結果等これから的人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、引き続き一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること等が附帯事項として申し添えられていることを踏まえ、平成28年5月に選挙区調査特別委員会を設置し、改めて、三重県議会の定数及び選挙区についての調査を行ってきました。

人口減少による過疎化・高齢化、離島振興・防災等の課題を抱え、現行条例への改正で合区や定数減となった選挙区の扱いについてを中心に議論が重ねられ、平成29年5月15日には県南部を中心に定数を4人増する案が、当時の正副委員長から委員会に諮られましたが、合意には至らず、現在まで検討を続けています。

3 意見の募集

今回、これまでの検討経過を県民の皆さんにお示しし、幅広いご意見等をこれからの議論の参考にさせていただきたいと考え、平成31年4月に実施される予定の次回三重県議会選挙を現行条例定数45人で実施することの是非等について、ご意見を募集します。

ご意見

※用紙が不足する場合は適宜追加してください。